慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	大学令下における慶應義塾大学の大学予備教育に関する一考察：大学予科設立認可時の学科課程に着目して
Sub Title	A study of the preparatory course of Keio University under the university ordinance : the case of the curriculum of the establishment of the preparatory course
Author	山本, 剛史(Yamamoto, Takeshi)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2017
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.34, (2017.) ,p.243- 271
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20170000-0243

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代日本研究第三十四巻（二〇一七年）
研究ノート

大学令下における慶應義塾大学の大学予備教育に関する一考察

――大学予科設立認可時の学科課程に着目して――

山本　剛

はじめに

本論文の目的は、慶應義塾大学の大学予科における設立認可時の学科課程を考察することにある。

一九一八（大正七）年の大学令制定によって、私立大学の発展史にもひとつの明瞭な画期、すなわち、その予備教育課程の制度的整備の端緒がひらかれた。大学に「昇格」した私立大学には高等学校と制度上同等の大学予科が設置されたのである。

筆者は全体的な研究として、近代日本における大学予備教育は、[1]高等学校と大学予科の二つの系統が存在していた点がその歴史的特徴であったとの視点から、高等学校と大学予科を対比的に捉えて、それぞれの教育内

容と制度的機能や役割を究明する研究を構想している。特に、大学に従属しない独立した学校であった高等学校と比較して、大学予科は、大学に附設された学校であり、卒業生は所設の大学の学部に進学していた。この点を踏まえると、大学予科の教育内容面と制度的機能や役割を明らかにすることで、近代日本における大学予備教育の歴史的特徴が究明できると考える。

このような全体的研究構想の下で、本論文は私立大学の中で、最初に大学に「昇格」した慶應義塾大学における大学予科設立時の学科課程を検討することで、私立大学予科の学科課程の特徴を明らかにすることを目的としている。

本論文で考察対象とする慶應義塾大学は、一八九〇（明治二三）年に私立学校として最初の大学部を開設し、修業年限三年の文学科、理財科、法律科の三科を設置した。なお、大学部は入学者が振るわず、一時存続が危ぶまれ、その廃止論が論議されるに至るほどであった。[2] だが、一八九八（明治三一）年に慶應義塾全体の学制改革を行い、大学部は各科共通の二年、専門課程三年の修業年限五年となり、幼稚舎から大学部に及ぶ一貫教育体制を整え、大学部卒業をもって慶應義塾の卒業と位置づけることとなった。[3]

やがて大学部は専門学校令に準拠して整備され、一九〇四（明治三七）年に予科二年、本科三年の修業年限五年の政治科、理財科、法律科、文学科の四科を設置した。そして、大学令に基づく慶應義塾大学は文学部、経済学部、法学部、医学部の四学部からなり、修業年限三年の大学予科を設置した。本論文は大学令によって整備された大学予科を主な考察対象としている。

ここで本論文に関連した先行研究を示すと、大学予備教育の制度やその実態に関しては、予科の制度モデルとしての高等学校を対象とした研究に多くの蓄積がある。[4] 一方で大学予科については、二見剛史、村松玄太、

藤原政行、江津和也、筆者の研究がある。[5] 二見は私立大学予科の学科課程を類型化するとともに、類型に基づいて生徒数や教員数等を考察した。さらに江津、筆者は早稲田大学、慶應義塾大学などの事例を考察している。特に江津の研究は、早稲田大学と慶應義塾大学を考察対象として、両校予科の学科課程を考察しており、本論文に大きな示唆を与えるが、慶應義塾大学予科の設立認可時に、同大学はどのような学科課程を編成し、それが私立大学予科をめぐる政策の上で、どのような意味があるのかという観点からは必ずしも明確な考察がなされていない。また、慶應義塾大学予科の設立時の学科課程については、同大学沿革史に記載されているが、その内容についての考察が十分になされていない。[6]

本論文は、こうした先行研究を踏まえながら、これまでの筆者の研究、[7] すなわち、早稲田大学の大学予科における設立認可時の学科課程を考察した論考に続いて、慶應義塾大学を事例として検討するものである。

慶應義塾大学は、早稲田大学とともに大学設立認可にあたって「私立大学認否の標準」として、厳格な審査を受けた。[8] すなわち両大学の設立認可にあたる諸要件の基準は、その後に続く私立大学の設立認可のための基準を明確に示すものであった。特にこの時に承認された両大学の大学予科の内容は、私立大学予科の原型を策定したのであった。

こうした状況を踏まえると、設立認可時の両大学予科の学科課程は、私立大学予科の学科課程の嚆矢をなすものとして重要な意味をもつものであると言えよう。

本研究の主な課題は、第一に大学令に基づく慶應義塾大学の大学予科は、設立時にどのような学科課程であったのかを明らかにすることにある。しかし、同大学が一九一九（大正八）年に文部省に提出した大学設立に関する認可申請書は現時点で資料上、確認できていない。このため本研究では当時の学内誌や新聞記事など

から、それらの内容がどのようなものであったのかを探ることになる。第二に、同大学と同時に設立認可された早稲田大学の大学予科と比較して、慶應義塾大学予科の学科課程の特徴を把握したい。

以上の考察により、私立大学予科の学科課程について、文部省の施策を明らかにするとともに、大学予科の教育内容面の一端を究明できると考える。

一　慶應義塾大学における大学予科の設置

（一）大学予科の規定をめぐる意見

筆者はすでに別稿で[9]、私立大学設立認可の重要な条件とされた大学予科の規定について、その内容を詳細に検討している。さらに、早稲田大学と慶應義塾大学が、大学予科の規定をめぐって、どのような様相を呈していたのかについても、両大学関係者の諸意見を検討している。

ここでは本論文の考察の前提として、慶應義塾大学関係者が大学予科の規定をめぐって、どのような意見を述べていたのかを確認しておきたい。

周知のように、大学予科は、大学令第十四条の規定で、その設備、編制、教員および教科書に至るまですべてが、詳細な設置基準関係法規である高等学校令および高等学校規程等に準拠すると定められていた。

また、こうした大学予科に関する規定のなかで、特に、大学予科の生徒定数については、その年の大学入学者定員を超過しないように制限されており、さらに高等学校令第十四条では「一学級ノ生徒定数ハ四十人以内

トス」と定められていた。

この大学予科の各学級定員の規定に関しては、一九一九（大正八）年六月号の『教育時論』で、私学にとって「大学令の適用上最も困難」な要件であると報じられており、[10]これまでの専門学校令下の予備教育課程を改編するさいの大きな障壁となった。

次の慶應義塾関係者の発言は、この生徒定数に対する当時の私立大学の事情を端的にあらわしている。

すなわち、慶應義塾では、同塾幹事石田新太郎が、「小学教育」では「一教室四十人を収容する」のは「実験上最も効果ある事」であるが、「杓子定規」に、これを大学予科に適用させるのは「極めて窮屈」であり、「恐らく当局者と雖も、信憑すべき教育学上の根拠を有せざらん」として、生徒定数の規定は「没常識の愚論」であると激しく批判した。くわえて、生徒定数は「当該大学の方針に一任」すべきであると主張した。[11]

なお、石田は、大学令及びその施行規則である大学規程に示された大学設立に必要な要件のうち、一定額の基本財産を国庫に供託することについても「私立大学に資金供託を求むるは官僚思想の発露と思考すべき愚案」であり「私学の陶冶」であると激しく批判していた。[12]

すでに大学に「昇格」するための十分な資金と条件をもっているとされた慶應義塾においても、「基本金八十万円を揃へて一時に之を政府に供託することが出来ませぬ。不得已六年間に分割供託の認可を受けたやうな事情」であった。[13]

いずれにせよ、こうした状況のなかで慶應義塾は、法令上の規定に従って大学予科を整備して、校舎の新築や専任教員を雇用するなどの一連の改革に力を注いだのである。

そして、高等学校高等科と制度上同等となった大学予科はその後しだいに整備され、近代日本の大学予備教

育機関の重要な支柱となってゆく。

（二）慶應義塾大学設立認可申請時の大学予科

慶應義塾大学は、一九一九（大正八）年八月八日付で大学令に基づく大学設立に関する認可申請書を文部省に提出し、早稲田大学と同時に翌年の二月五日付で大学設立が認可される。[14]

なお、大学規程は第一条で公・私立大学の設立認可を受ける際には、大学名称、学部の種類、大学院及大学予科の設否、学則、位置・校地、各学部及大学予科の在学者定数、専任教員数などを明示して文部大臣に申請する必要があると定めていた。慶應義塾大学の大学設立に関する認可申請書には、大学予科についての事項が明記されていたと考えられるが、前述したように現時点では同大学の設立認可申請書は確認できていない。したがって、本論文では、同大学と同時に設立認可が審議された早稲田大学の設立認可申請書中の大学予科についての記載事項を参照しつつ、学内誌や新聞記事等から慶應義塾大学予科の内容を探りたい。

一九一九（大正八）年九月一〇日付で提出された早稲田大学の設立認可申請書中、大学予科に関する記載事項は次のようになっていた。[15]

すなわち、①「学則」、②「位置及校地」、③「校舎ノ図面及建設ノ設計」、④「在学者定数」、⑤「専任教員数」、⑥「開設日」、⑦「経費及維持ノ方法」、⑧「合級教授及其学科目」である。これらの事項のなかで、慶應義塾大学の大学予科に関して学内誌や新聞記事等から把握できるものは以下の通りである。

まず一九一九（大正八）年八月三一日付の『東京朝日新聞』は、「慶應大学申請」として同大学が大学設立認可申請書を提出したことを報じた。[16] 同紙によると、同大学予科は「新高等学校令に準拠し学級数及定員等も

大体規定通り」であると報じており、前述の大学予科の学級定員の規定に従っていたことがわかる。さらに同日の『三田新聞』では、大学予科の在学者数は三学年の合計が約三千名であり、それを七十五組に分けることを報じている。[17] すなわち、同大学予科の「在学者定数」は、約三千名として、一学級四十人の七十五学級に編成されていた。なお、校舎に関しては「予科教室二十七を有する鉄筋コンクリート三階建」の校舎を新築することが報じられた。[18]

次に「専任教員数」に関しては、それらを伝えるものは資料上、明らかにできないが、同大学が一九二三（大正十二）年五月二五日付で提出した「大学予科教員専任数兼任数割合改定認可申請」書によると、[19] 専任教員は「五十人ヲ七十人」に、「兼任者」は「二十七人ヲ七人」に改定したと明記していることから、設立認可申請時の「専任教員数」は五十人であったと推察される。なお、早稲田大学の大学予科（早稲田高等学院と称した）は、「在学者定数」が千八百名で一学級四十人の四十五学級で編成されていた。また同大学予科の「専任教員数」は明記されていなかった。

続いて、「学則」について検討する。

一九一九（大正八）年八月八日付で提出された「慶応義塾大学学則」には、大学予科に女性を入学させる構想があったことが先行研究によって明らかにされている。[20] 設立認可申請時の学部及び大学予科の入学資格規定は次のようであった。[21]

第十四条　各学部第一学年ニ入学スルヲ得ル者ハ本大学予科ヲ修了シタル者トス

但シ高等学校高等科ヲ卒ヘタル者ハ欠員アル場合ニ限リ第一学年ニ入学ヲ許スコトアルヘシ

第十五条　（省略―引用者）

第十六条　予科第一学年ニ入学スルヲ得ル者ハ本塾普通部又ハ中学校ノ第四学年終了者、高等学校尋常科修了者、高等女学校卒業者、高等普通学校卒業者、高等学校入学資格試験ニ合格シタル者専門学校入学者検定規程ニ依リ、試験検定ニ合格シタル者、文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ指定シタル者、文部大臣ニ於テ一般ノ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者トス　（傍線部―引用者）

右のように大学予科の入学資格者として第十六条に「本塾普通部又ハ中学校ノ第四学年終了者」とともに、「高等女学校卒業者」が定められていた。この女性への門戸開放の考察についてはすでに先行研究で明らかにされているので詳説はしないが、同大学塾長の鎌田栄吉は、大学予科に女性を開放する計画について、「今度大学部予科規則を改正した結果、高等女学校を卒業した女子は競争試験の上男子と同様予科一年に入学する事を得る様になつた」と述べ、いまだ「文部省の方の指令」がないので確定した訳ではないとしながらも、許可さえあれば「来る四月の新学期から実施する」意向であり、「時代の進軍に伴ひ修学上男女の区別を撤廃し」、「特別の設備も科程も拵へるのではない、各科を通じて何等男女学生間の区別を設けず一様に教へる」と伝えていた。(22)

このように鎌田は、大学令による大学設立時に男女の修学上の区別をなくし、予科段階から女性の入学を認める計画であった。ただし結論を先に述べると、一九二〇（大正九）年五月五日制定認可の「学則」第十六条では、この予科入学資格者の規定からは「高等女学校卒業者」などは削除されることになる。

この予科への女子入学否認の理由としては、大学予科からの開放が女性の大学教育の本格的な制度化に直結するという懸念を持った文部省の強固な反対と大学予科が準拠すべき高等学校令は「男子ノ高等普通教育ヲ完成」するとの目的規定をもち、男子のみを対象にしているという法規上の問題があることによったものであった。[23]

いずれにせよ、この入学資格者の規定については、戦前において他に例をみることのできない規定として注目すべき点であり、さらに慶應義塾が大学令や高等学校令などの関係法規をいかに解釈していたのかを示すものとして重要な意味をもつものであった。[24]

二　慶應義塾大学予科の学科課程

（一）　専門学校令下の予科の学科課程

以上みてきたように、設立認可申請書中で明記された慶應義塾大学予科は、たしかにその入学資格規定で女性の入学をめぐる構想もあったが、生徒定数の規定や専任教員の確保、その他の施設設備面の充実などは関係法規に準拠していたと考えられる。では、本論文の課題である学科課程については、はたしてどうであったのだろうか。

ここで、大学予科の学科課程を検討するまえに専門学校令下の予科について確認しておこう。予科の学科課程は次のとおりであった。[25]

表２　慶應義塾予科課程（文学科）

	毎週授業時数	
科目＼学年	第一学年	第二学年
倫理	一	一
英語	一〇	一〇
英文学	（文学及哲学志望者ニ限ル）　二	（文学及哲学志望者ニ限ル）　二
独語或ハ仏語	四	六
国文	二	（文学志望者ニ限ル）　二
漢文	二	二
論理	二	
心理		二
歴史	三	二
地理	（史学志望者ニ限ル）　二	
経済学原理		（史学志望者ニ限ル）　三
法学通論		（史学志望者ニ限ル）　三
数学	（哲学志望者ニ限ル）　二	（哲学志望者ニ限ル　但シ本科目ト心理トノ一ヲ選ブコトヲ得）二
日本作文	（隔週一回）	（隔週一回）
計	哲学　二八	哲学　二七
	文学　二六	文学　二七
	史学　二六	史学　二九

表１　慶應義塾予科課程（理財科、法律科、政治科）

	毎週授業時数	
科目＼学年	第一学年	第二学年
倫理	一	一
英語	一〇	一〇
独語或ハ仏語	四	三
歴史	三	二
地理	二	
論理	二	
漢文	二	
数学	二	
経済学原理		三
法学通論		三
心理又ハ数学		（選択科目）二
簿記		二
日本作文	（隔週一回）	（隔週一回）
計	二六	二六

右のように、専門学校令下の予科は各科の進学に応じた学科課程の編成をとっており、修業年限は二年制であった。この慶應義塾の予科と他の私立高等教育機関の予備教育課程、または高等学校と比較検討することは別稿で論じることにして、本論文ではこの予科の学科課程が、大学令に基づく大学予科でどのように改編されたのかに注目しよう。

同校の動きを報じる『三田新聞』は、一九二〇（大正九）年一月二九日付で次のような記事を載せている。(26)

大学予科の制度も新大学令適用と共に大改造を加へ従来法政理財文医の各科二年制を三年制に延長し中学四年終了者の入学を許可し科目に於ても基礎科学の養成に一層力を用ひ経済学部法学部にありては従来の科目に哲学生物学及国語を加へ文学部に哲学医学部に心理学理論化学国漢文の諸科目を添加したり。かくて本科予科を通じて学科目は著しく拡大せられその内容は亦頗る充実せられたりと云ふべし

表３　慶應義塾予科課程（医学部）

	毎週授業時数	
科目＼学年	第一学年	第二学年
修身	一	一
独語	一二	一〇
英語	三	三
羅甸語		二
数学	五	
物理	三	講義　三 実験　三
化学	三	講義　三 実験　三
動植物	講義　一 実験　四	講義　二 実験　二
日本作文	（隔週）	
計	三二	三二

出典：『慶應義塾総覧　大正六年九月印刷』により作成。

この記事では、大学令に基づいて専門学校令下の予科を改編し、その修業年限を二年から三年に延長して「中学校第四学年終了者」を入学資格とすること、さらに各学部進学に応じた課程を設けて、新たな学科目を設置することを報じている。特に、学科目については、「基礎科学の養成」を重視して、経済学部と法学部に進学する大学予科には「哲学」、「生物学」、「国語」の学科目を、文学部に進学する大学予科には「哲学」の学科目を、医学部に進学する大学予科には「心理学」、「理論化学」、「国漢文」の学科目をそれぞれ設けるというのである。

なお、この『三田新聞』による予科の改編内容が掲載された日付は、同大学が大学設立の認可を得る前日であるので、同大学の設立認可申請書中で明記された大学予科の学科課程の内容を探る場合、認可を得た「慶応義塾大学学則」をみるとその内容が確認できる。

また、前述の女性の入学資格者が明記された「学則」には、大学予科の学科課程が明記されており[27]、この学科課程の内容と認可を得た「学則」中のそれを確認すれば、設立認可申請時の学科課程の編成をめぐる審査の様相が把握できる。それでは、認可を得た大学予科の学科課程はどうであったのだろうか。

（二）　大学予科の学科課程

大学設立認可申請後の動向をたどることにする。慶應義塾の大学設立に関する認可申請書は、東京府庁を通じて一九一九（大正八）年の九月九日に文部省に到達した。同省では、大阪医科大学と早稲田大学とともに、それぞれ「省吏を派遣して三校の設備、基金等につき実施調査」を行った[28]。

大学設立認可を得るまでには、この「実地調査」を含む文部省の審査や臨時教育委員会の審議が必要であっ

た。同委員会が慶應義塾大学の設立について審議したのは、翌二〇年の一月一七日と二〇日であった。なお、前年の一二月に行われた「実地審査」で[29]、同大学は、大学「予科に充分の力を注」ぐとして、前述したように三階建ての予科教室を新築することを伝えていた。

一七日の審査では慶應義塾大学と早稲田大学の設立について、同委員会委員であった沢柳政太郎などから、「私立大学設立に関する一般的質問並に前記両大学の内容に関し種々質問」があった。さらに、両「大学の設立認可は文部省においても大学令による私立大学設立認可の最初の問題」であるため「他の私立大学認否の標準」として、「猶充分」な審議が必要であるとされ[30]、次の二〇日に両大学の学部や学科目の「範囲」、基本財産額、専任教員並びに両大学の「精神教育の程度如何等」が審議された。そして、両大学は「満場一致」で設立認可が可決された[31]。

以上のように慶應義塾と早稲田の両大学は、私立大学の最初として「慎重に審議」された。審議の過程で大学予科の内容についても諸規定に準拠していることが厳格に審査されたと推測できる。ここで大学予科の学科課程については、委員から修正点を指摘されたという決定的資料は見出しえない。したがって、慶應義塾大学予科の学科課程は認可申請時のものが認可されたと考えられる。

さて、慶應義塾大学が設立認可を申請した際の「学則」は、その後さらに整備されて[32]、同大学は、一九二〇（大正九）年の三月六日付で「学則」制定の申請を行い、同年五月五日付でそれらが認可された。この五月に認可された「慶応義塾大学学則」をみると[33]、同大学は文学、経済学、法学及び医学部の四学部からなり、大学予科の修業年限三年制であった。

また、大学予科の教育目的は、「高等普通教育ヲ施スト同時ニ各学部ニ入ルニ必要ナル予備学科ヲ教授ス」

（第二条）と定めていた。これは専門学校令下の予科が、「学則」で「本科ニ入ルニ必要ナル学術ヲ教授」すると定めていたことから変更された点であった。[34] なお、既述したように、大学予科入学資格規定から「高等女学校卒業者」などは削除されていた。

続いて、大学予科の学科課程は次のようであった。[35]

表４　慶應義塾大学予科　第１班　文学部

	毎週授業時数		
科目＼学年	第一学年	第二学年	第三学年
修身	一	一	一
国語	二	二	二
漢文	二	二	二
英語及英文学	一〇	一〇	一〇
独語又ハ仏語	四	四	三
歴史	三	三	二
地理	二（史学志望者ニ限ル）		
数学	二	二（哲学志望者ニ限ル）	
生物学		二	
心理	二		
論理		二	
哲学			二
経済原論			三
法学通論			三
計	哲学　二六	哲学　二八	哲学　二六
	文学　二六	文学　二六	文学　二八
	史学　二八	史学　二六	史学　二八

（備考）哲学志望者ニハ「地理二」ヲ除キ「独語二」ヲ加ヘ、第三学年ニテ「漢文二」ヲ除ク

表５　慶應義塾大学予科　第１班　経済学部・法学部

	毎週授業時数		
科目＼学年	第一学年	第二学年	第三学年
修身	一	一	一
国語漢文	三	三	一
英語	九	九	九
独語又ハ仏語	四	四	三
歴史	三	三	二
地理	二		
数学	二	二	一
生物学		二	
心理、論理	二	二	
哲学			二
経済原論			三
法学通論			三
簿記			二
計	二六	二六	二六乃至二七

(1)　法律学科ハ「独語又ハ仏語」ヲ独語トシ「地理二」ヲ除キ「独語二」ヲ加フ

(2)　三学年ノ数学ハ経済学部志望者ニ限ル

表６　慶應義塾大学予科　第２班　医学部

	毎週授業時数		
科目＼学年	第一学年	第二学年	第三学年
修身	一	一	一
国語及漢文	三		
独逸語	一〇	八	一〇
英語	五	三	三
羅甸語			二
数学	四	三	
物理学		三	講義　三 実験　四
化学	三	講義　三 実験　四	
理論化学			一
動植物学		講義　二 実験　四	講義　二 実験　四
心理学	二		
計	二八	三一	三〇

出典：『慶應義塾 150 年史資料集』により作成。

このように慶應義塾大学予科は、文科系学部に進学する第一班と医学部に進学する第二班にわけられ、さらに第一班の学科課程は文学部進学希望者と経済学部・法学部進学希望者というように進学先の専攻によってわけられた。これは専門学校令下の予科が各科の進学先に応じた学科課程の編成をとっていたことから、大学令に基づく大学予科でも進学予定学部にあわせた学科課程の編成をとることが引き継がれたと言える。

大学予科の学科課程を専門学校令下の予科のそれと比較すると、修業年限の延長に伴い各学科目の授業時数も増え、さらに文学部に進学する課程や経済学部・法学部に進学する課程に「生物学」を、経済学部・法学部に進学する課程や医学部に進学する課程に「国語漢文」を設置するなど、高等学校規程に準拠して整備されたことが窺える。なお、専門学校令下の各課程に配置されていた「日本作文」は設置されていない。

また、さきに述べたように、慶應義塾は、一八九八（明治三一）年に慶應義塾全体の学制改革により、幼稚舎から大学部に及ぶ一貫教育体制を整えた。[36] 言うまでもなく、普通部から大学部に進学する場合、大学部の入学資格は普通部の五年卒業であった。

しかし、大学令下の大学予科では、普通部の第四学年修了者を入学資格とした。すなわち、これまでの普通部五年卒業ではなく、普通部四年修了で大学予科に進学することとなった。

ここで、普通部第五学年に設置された学科目とそれらの毎週授業時数を、右記の大学予科第一学年のそれと比較すると、普通部の第五学年は、「修身」が一時間、「国文」が二時間、「漢文」が一時間、「英語」が九時間、「東洋史」が二時間、「代数幾何」が二時間、「三角法」が三時間、「地文」が二時間、「物理」が三時間、「化学」が三時間、「体操」が三時間の計三一時間である。[37] すなわち、普通部第五学年では、「代数幾何」や「三角法」の学科目を設置し、さらに「物理」や「化学」の学科目も設置していることが注目できる。

一方の大学予科の第一学年には、特に、第一班の文学部に進学する課程と経済学部・法学部に進学する課程で、「物理」や「化学」は、設置されていない。そして、それらの学科目は、第二学年、第三学年でも設置されていなかった。また、第一班、第二班ともに、「心理」が設置されている。

このように大学予科の第一学年では、普通部の第五学年の学科課程とは異なった学科目を設置している。このことは、同大学の予備教育の特質を明らかにするうえで極めて注目すべき点であると言える。この点については、同大学の一貫教育体制を踏まえつつ、別稿で検討することにしたい。

ところで、右記の大学予科の学科課程をみると、前述の一九二〇（大正九）年一月二九日付で『三田新聞』が報じた大学予科の学科目は、たしかに各班の学科課程に設置されている。さらに、前述の女性の入学資格者が明記された「学則」中の大学予科の学科課程も、右記の学科課程と同一のものが明記されている。(38)

したがって、一九二〇（大正九）年三月六日付の「学則」制定申請で他の事項に変更点があったとしても、同大学が一九一九（大正八）年八月八日付で提出した大学設立認可申請書中で明記された大学予科の学科課程は、右記と同じ学科課程であったとみるべきではあるまいか。

続けて、大学予科の学科課程について詳細に検討し

表７　高等学校高等科文科の学科課程

科目＼学年	毎週授業時数		
	第一学年	第二学年	第三学年
修身	一	一	一
国語及漢文	六	五	五
第一外国語	九	八	八
第二外国語	（四）	（四）	（四）
歴史	三	五	四
地理	二		
哲学概説			三
心理及論理		二	二
法制及経済		二	二
数学	三		
自然科学	二	三	
体操	三	三	三
計	二九　（三三）	二九　（三三）	二八　（三二）

たい。繰り返し述べるように各班の学科課程の編成は高等学校規程に準拠したと考えられる。

ただし、高等学校規程で定められた学科課程を確認すると、高等学校高等科のそれは文科の課程と理科の課程に大別して上記のように設定されていた[39]。

ここで高等学校高等科の学科課程についてふれておきたい。周知のように近代日本の教育制度において、中学校と大学の間には、高等学校（高等中学校）が置かれており、この高等学校の教育をどのように位置づけるのかという問題は学制改革問題の重要な論議の一つであった。それが臨時教育会議で、高等学校の教育目的を「予備教育」ではなく、「高等普通教育」と定めることで、一応の決着をみたのであった[40]。すなわち、一八九四（明治二七）年の高等学校令以来、高等学校の性格をめぐる論議に対して、法制上に一つの結着を与えたのが、一九一八（大正七）年の高等学校令であった[41]。再三述べるように高等学校は、教育目的を「男子ノ高等普通教育ヲ完成スル」と定めた。

表８　高等学校高等科理科の学科課程

科目＼学年	毎週教授時数		
	第一学年	第二学年	第三学年
修身	一	一	一
国語及漢文	四	二	
第一外国語	八	六	六
第二外国語	（四）	（四）	（四）
数学	四	四	四（二）
物理		三	講義　三 五 実験　二
化学		三	講義　三 五 実験　二
植物及動物	二	二	講義　二 四 実験　二
鉱物及地質	二		
心理		二	
法制及経済	二		
図画	二	二	（二）
体操	三	三	三
計	二八　（三二）	二八　（三二）	二八　（三二）

出典：『近代日本教育関係法令体系』（2009 年）により作成。

こうして高等学校高等科の学科課程は、文科でも自然科学系科目を履修させ、理科でも人文科学系科目を履修させることで、人文、社会、自然と調和のとれた学科目構成となった。[42] 慶應義塾大学の大学予科が「基礎科学の養成」を重視しつつ、文学部に進学する課程や経済学部・法学部に進学する課程に「生物学」を、医学部に進学する課程に「国語及漢文」を設置していたのもこれに拠ったからである。

だが、右記の高等学校高等科の学科課程と慶應義塾大学予科のそれを比較すると、科目名称・教科の配列順序・学年配当の毎週授業時数で違いがみられる。

たとえば、慶應義塾大学予科では、第一班の文学部と経済学部・法学部に進学する課程で、「経済原論」や「法学通論」といった高等学校高等科文科の学科目とは名称の違った学科目が設けてある。

さらに、経済学部・法学部に進学する課程では高等学校高等科文科と比べて「数学」の授業時数が多い。また高等学校高等科文科が「法制及経済」の一学科目であるのに対して、経済学部・法学部に進学する課程には「経済原論」と「法学通論」の二つの学科目が配置されている。

また注目すべき点は、経済学部・法学部に進学する課程では高等学校高等科文科には設置されていない「簿記」の学科目が設置されている。さらに、第二班の医学部に進学する課程をみると、高等学校高等科理科に設置された「鉱物及地質」、「図画」の学科目は医学部に進学する課程では設置されていない。また、医学部に進学する課程では「物理学」、「化学」、「動植物学」の学科目で「実験」の授業時数が多く配置されている。

さらに違いを言えば、慶應義塾大学予科は各班とも外国語の授業時数が多い。

このような慶應義塾大学予科の学科課程は、高等学校規程に準拠しつつも同大学の進学予定学部を念頭においた編成であることは明確である。なお、同大学予科の設立時には「体操」は設けていない。[43]

（三）　早稲田高等学院の学科課程

一方で慶應義塾大学と同時に設立認可が審議された早稲田大学の場合はどうであったのだろうか。既述したように一九一九（大正八）年九月一〇日付で文部省に提出された早稲田大学の設立に関する認可申請書には、同大学予科の学科課程が明記されている。[44] その学科課程の内容は、修正点のないまま一九二〇（大正九）年三月三一日付で「学則」制定として認可された。[45]

筆者はすでに別稿で早稲田大学の大学予科設立過程について検討しているので、[46] 詳細な説明はそちらにゆずるとして、ここでは、同大学予科設立時の学科課程が以下のようであったことを述べておこう。[47]

早稲田大学は大学予科を早稲田高等学院（以下、高等学院と略称）と称して、慶應義塾大学予科と同様の修業年限三年制であった。高等学院の学科課程は、文科と理科の課程にわかれ、文科の課程を卒業した者は同大学の政治経済学部、法学部、文学部、商学部のいずれかに進学し、理科の課程を卒業した者は理工学部に進学するように定められた。

このように高等学院は文科と理科の二つの課程にわかれ、また、それらの学科課程は外国語の選択に若干の配慮はなされていたが、[48] 文科・理科の課程ともに科目名称・教科の配列順序・学年配当の毎週授業時数が、高等学校規程に定められたそれと同一であった。

すなわち、早稲田大学の大学予科は、高等学校規程で定められた学科課程の編成に忠実に準拠していたのである。

さらに、高等学院の教育目的は「学則」で「高等普通教育ヲ授クルヲ以テ目的トス」（第一条）と明記さ

れた。[49] なお、専門学校令下で設置されていた同大学の予科（高等予科と称した）は、第一部（政治経済学科）、第二部（法学科）、第三部（文学科）、第四部（商科）、第五部（理工科）の五部にわかれ、大学部各科の進学先に応じた学科課程の編成であった。特に、商科に進学する第四部の学科課程をみると、「簿記」や「商業学」を設置するなど慶應義塾の予科と同様に大学部進学に応じた学科目が配置されていた。[50]

いずれにせよ、早稲田大学は大学令に基づく大学予科の設置に際して、高等学院の学科課程を関係法規にきわめて忠実に準拠していたと言ってよいだろう。

こうした早稲田大学の高等学院と比較すると、慶應義塾大学予科が「学則」で教育目的を「高等普通教育ヲ施」すと同時に「各学部ニ入ルニ必要ナル予備学科ヲ教授」すると明記したこと、さらに同大学予科の各班の学科課程が進学予定学部に応じて、学科目や授業時数の配分等を決めた独自なものであったことは、画期的な点であると言わなければならない。そして、それは一方で私立大学予科の学科課程について文部省の施策がどうであったのかを示す事実にほかならない。

すなわち、慶應義塾大学予科の学科課程は私立大学予科の学科課程が高等学校規程のそれにどこまで準拠すべきかの許容範囲を示しており、最初に認可された同大学予科の学科課程の事実関係から推測すると、大学予科の学科課程は、学科目や授業時数の配分等に若干の変更が認められ、一定の内容・水準であれば許容範囲として、個別大学予科に独自の学科課程を編成する余地を残したとみるべきであろう。さらに言えば、生徒定数の規定や専任教員の確保、その他の施設設備面は厳格な諸規定に準拠しつつも、学科課程では学科目の変更や授業時数の配分などは個別大学予科が、その附設する大学の意向に拠って、それぞれの編成を行うことが容認されたと解してよいであろう。[51]

再三述べるように慶應義塾大学は最初の私立大学として設立認可された。それは「他の私立大学認否の標準」を決定するものとして「慎重に審議」が行われた。この審査過程では同大学予科の学科課程に対して関係者から修正点が指摘されたという事実は見出しえない。したがって、文部省は慶應義塾を最初として、私立大学予科の学科課程について個別大学の意向をある程度容認したとみるべきではあるまいか。

以上みてきたように、大学令に基づく大学予科の設立において、最初の私立大学予科の学科課程は、慶應義塾大学予科のように進学予定学部にあわせて複数の課程にわけたものと早稲田大学の高等学院のように高等学校規程に準拠して文科の課程と理科の課程にわけたものがあった。

また、慶應義塾大学予科の学科課程には、附設する学部教育のための「予備学科」となる学科目が設置されていた。

なお、こうした附設する大学教育のために大学予科に独自な学科目を設置することは、他の個別大学予科でも容認されることになる。個別大学予科の学科課程についての全体的な考察は別稿で論じるが、ここでは、大学予科において独自な学科目を設置した個別大学予科を例示してみよう。

まず慶應義塾大学予科のように、経済学系の課程を設けた明治大学予科[52]、法政大学予科[53]、中央大学予科[54]、専修大学予科[55]、立教大学予科[56]などでも「簿記」が設けられており、このうち立教大学予科の商科課程には「簿記」のほかに「珠算」を設けていた。このほか「修身」とは別に「基督教概説」を設けた関西学院大学予科[57]、「哲学及教育学」を設けた上智大学予科[58]、さらには「実習実験の部」として「農場実習」や「動物実験」などを設けた東京農業大学予科[59]、または仏教系大学では、龍谷大学予科[60]、高野山大学予科[61]には「仏教学」、大正大学予科[62]には「仏教概説」、大谷大学予科[63]には「仏典基礎学」などの学科目が設けられていた。

おわりに

本論文の考察結果をまとめると、大学令に基づき設立認可された慶應義塾大学予科は進学予定学部にあわせて複数の課程にわけられていた。さらに、同大学予科の学科課程は科目名称・教科の配列順序・学年配当の毎週授業時数が高等学校規程に準拠しながらも独自なものであった。

戦前の教育課程は国家の強い統制・管理の下にあり、文部省は各学校段階の教育水準維持のために詳細な基準を設けたことは広く知られている。特に大学令下の大学予科は、高等学校高等科の諸規定に準拠し、その内容を詳細に規定していた。

だが、大学予科の学科課程は高等学校規程を原則とすれば、ある程度の許容範囲で自主編成ができる余地が個別大学予科に残されていたとみるべきであろう。慶應義塾大学予科の学科課程が独自な編成を行ったこと、さらに同大学予科の「学則」には教育目的を「高等普通教育」を施すとしながらも「各学部ニ入ルニ必要ナル予備学科ヲ教授」すると明記したことは、大学予科の学科課程の編成に個別大学の独自性が反映しうる余地があることを文部省が容認したことを示している。なお、ここで文部省がこうした慶應義塾大学予科の独自性をどのような理由で容認したのかについては更なる検討が必要である。慶應義塾の教育理念に対する文部省の認識はどうであったのかも含めてそれらを明らかにする必要があろう。今後の検討課題としたい。

しかし、いずれにせよ、慶應義塾大学予科設立時の学科課程は、私立大学予科の教育内容面にとって重要な意味をもつものであったと言えよう。

本論文に続く課題として、慶應義塾の大学予科教育がどのように行われたのかを考察する必要がある。たとえば、一九一九（大正八）年四月に慶應義塾の予科主任田中萃一郎は、大学令に基づく大学設立により、制度上同等となる「官立」学校に「引けを取らぬと云ふ心懸を持たるる事を望む」と、生徒に語っている。[64] さらに翌年の四月には、田中は「元来官私学校の差別は全然形式上のものであつて其内容に於いては決して違はない」と述べながら、「官学は入学試験が難かしい代りに在学中は案外進級が容易である」が、慶應義塾は「仮令入学試験が難かしくとも入学後楽に進級せしめる様な事は出来ない」と、[65] 生徒に語っていた。

大学の「昇格」を認可された私立大学は、再三述べるように高等学校高等科と制度上同等の大学予科を設置し、専任教員の数を増やし、施設設備面を充実させる。さらに人間形成面に力を入れ、高等学校と教育内容面で競合性を強めていく。[66]

慶應義塾が設立認可の審議で、今後、大学予科に「充分の力を注」ぐ、と伝えたことはすでにふれた。同大学予科の実際の教育内容面はどうであったのか、高等学校との比較を含め考察する必要があろう。

また、他の私立大学予科の学科課程の事例検証とそれらの全体像の解明も必要である。今後はこれらの点を踏まえつつ、近代日本の大学予備教育の歴史的特徴を究明したい。

注

（1）本研究の「大学予備教育」という分析概念は、大学進学のための基礎教育機関である高等学校と大学予科の教育内容を示す。教育史上、高等学校と大学予科の教育は「高等普通教育」、「基礎教育」、「一般教養的教育」、「大学予備教育」などと呼称されるが（海後宗臣・寺崎昌男『大学教育（戦後日本の教育改革）』第九巻、東京大学出版会、一九

六九年）、本研究では専門教育の基礎となる教育を行っていた高等学校と大学予科の教育を「大学予備教育」として捉える。また、『日本近代教育百年史』（国立教育研究所、一九七四年）では、高等教育を「大学予備教育」、「大学教育」、「専門学校教育」という三つの制度的範疇をもって考察しており、高等学校と大学予科を「大学予備教育」の制度的範疇として捉えている。本研究もこの制度的範疇による。

（2）『慶應義塾百年史』中巻（前）、（慶應義塾、一九六〇年）、一八九頁。

（3）『慶應義塾150年史資料集』二、（慶應義塾150年史資料集編集委員会、二〇一六年）、一〇五頁。

（4）筧田知義『旧制高等学校教育の成立』（ミネルヴァ書房、一九七五年）、高橋佐門『旧制高等学校全史』（時潮社、一九八六年）、『旧制高等学校に関する問題史的研究』国立教育研究所紀要、第九五集（国立教育研究所、一九七八年）、『旧制高等学校史研究』季刊全二〇号（旧制高等学校資料保存会、一九七九年）、寺崎昌男「旧制高校教育研究の視座」『近代日本における知の配分と国民統合』寺崎昌男編（第一法規出版、一九九三年）など。

（5）二見剛史「私立大学予科に関する一考察」『日本大学精神文化研究所　教育制度研究所紀要』第九集（一九七八年）、『日本近代教育百年史』第五巻、二見剛史執筆部分（国立教育研究所、一九七四年）、村松玄太「私立大学予科制度とその実態に関する予備的考察」『大学史活動』第三〇集（大学史資料センターグループ報告、二〇〇八年）、藤原政行「『大学令』と予科教育」『日本大学史紀要』第二号（日本大学百年史編纂委員会、一九九六年）、江津和也「大学令による私立大学予科の設立意義とその性格をめぐる一考察―慶応義塾大学、早稲田大学の事例を中心として―」『関東教育学会紀要』第三〇号一〇月（二〇〇三年）。

（6）『慶應義塾百年史』中巻（後）、（慶應義塾、一九六四年）。

（7）拙稿「旧学制下における早稲田高等学院の設立過程に関する一考察」『早稲田大学史記要』第四八巻（早稲田大学大学史資料センター、二〇一七年）。

（8）「両大昇格審議」『東京日日新聞』（一九二〇年一月一八日）。

（9）前掲、拙稿「旧学制下における早稲田高等学院の設立過程に関する一考察」。
（10）「私学なほ甚だ苦痛」『教育時論』第一二二九号（一九一九年六月）、一六頁。
（11）慶應義塾幹事石田新太郎氏談「新大学令に就いて」『三田新聞』（一九一九年一月二二日）。
（12）「新大学令に就て」『三田新聞』（一九一九年一月二二日）。なお、一定額の基本財産の供託については、一校一学部につき五〇万円以上、一学部を増すごとに一〇万円であった。中野実『近代日本大学制度の成立』（吉川弘文館、二〇〇三年）、二八三頁。
（13）石田新太郎「義塾教育に関する卑見」『三田評論』三月号（一九二〇年）、五頁。
（14）前掲、『慶應義塾百年史』中巻（後）、一四頁。
（15）「大学設立認可申請」（早稲田大学）『大正八年　学事　私立学校』、東京都公文書館蔵（三〇三、D二、一三）。
（16）「慶應大学申請」『東京朝日新聞』（一九一九年八月三一日）。
（17）「新令最初の大学は義塾と決定す」『三田新聞』（一九一九年八月三一日）。
（18）「大学令の新装で早慶の学徒を待つ」『東京朝日新聞』（一九二〇年二月二一日）。
（19）「慶應義塾大学予科教員専任、兼任数割合改正ノ件」『私立大学冊の56』、東京都公文書館蔵（三〇五、B一、〇七）。
（20）湯川次義『近代日本の女性と大学教育』（不二出版、二〇〇三年）に詳しい。
（21）『慶應義塾大学々則』（奥付なし）、慶應義塾福沢研究センター蔵。同『学則』は、一九二〇年二月段階のものとされている。また、前掲、『慶應義塾百年史』中巻（後）三八頁―三九頁、四七頁―四八頁を参照されたい。「甲種商業学校卒業者（経済学部法学部に限る）の部分が、「高等女学校卒業者、高等普通学校卒業者」とある。
（22）「早大と慶応の大改造」『東京朝日新聞』（一九一九年七月一四日）。
（23）前掲、湯川次義『近代日本の女性と大学教育』、一六二頁―一六四頁。

(24) 同右、湯川によると、大学令第十三条の予科入学資格規定の中学校第四学年修了者と同等以上の部分を、予科への女性の入学も可能と解釈したと推察している。一六三頁。
(25) 『慶應義塾総覧　大正六年九月印刷』（慶應義塾）。
(26) 「大学予科は三年制に」「私学の権威慶應義塾」『三田新聞』（一九二〇年一月二九日）。
(27) 前掲、『慶應義塾大学々則』（奥付なし）、慶應義塾福沢研究センター蔵。
(28) 「三校昇格実現せん」『教育時論』一二四〇号（一九一九年九月二五日）、一八頁。
(29) 「早慶両大学が一番槍の昇格」『読売新聞』（一九一九年一二月二三日）。
(30) 前掲、「両大昇格審議」『東京日日新聞』（一九二〇年一月一八日）。
(31) 「早慶両大学昇格」『東京日日新聞』（一九二〇年一月二一日）。
(32) 前掲、『慶應義塾百年史』中巻（後）、一七頁。
(33) 前掲、『慶應義塾150年史資料集』二、一六一頁。
(34) 前掲、『慶應義塾総覧　大正六年九月印刷』。
(35) 前掲、『慶應義塾150年史資料集』二、二〇六頁―二〇七頁。
(36) なお、一八九八（明治三一）年五月の慶應義塾の学制は幼稚舎（六年）、普通学科（五年）、大学科（五年）であり、翌年七月、普通学科、大学科は普通部、大学部と改称した。『慶應義塾史事典』（慶應義塾史事典編集委員会、二〇〇八）、二三頁。
(37) 前掲、『慶應義塾総覧　大正六年九月印刷』。
(38) 前掲、『慶應義塾大学々則』（奥付なし）、慶應義塾福沢研究センター蔵。
(39) 『近代日本教育関係法令体系』米田俊彦編（港の人、二〇〇九年）、五〇一頁。
(40) 高等教育の制度改革論議についての考察および高等普通教育の考察については、たとえば天野郁夫『近代日本高等

教育研究』（玉川大学出版部、一九八九年）を参照されたい。

（41）佐藤秀夫「一九一八（大正七）年高等学校令の成立過程―文部省案から枢密院決議までのプロセスを中心として―」前掲、『旧制高等学校史研究』季刊第一一号、（国立教育研究所、一九七七年）所収、三頁。

（42）石田加都雄「旧制高等学校学科課程の変遷」前掲、『旧制高等学校に関する問題史的研究』国立教育研究所紀要、第九五集所収、一三九頁。

（43）慶應義塾は一九二五（大正一四）年一二月二六日付で「大学学則中変更認可申請」書を提出し、大学予科の各部各学年に「体操」を二時間追加した。『自大13年2月至18年3月慶応義塾大学』、国立公文書館蔵（三A、九―二、一〇〇）。

（44）前掲、「早稲田大学附属早稲田高等学院学則」「大学設立認可申請」（早稲田大学）。

（45）「早稲田大学第三七回報告」『早稲田学報』二九七号、（一九二〇年一二月）、二頁。

（46）前掲、拙稿「旧学制下における早稲田高等学院の設立過程に関する一考察」。

（47）「早稲田高等学院学則」『早稲田大学学則　大正九年四月』（早稲田大学）、早稲田大学大学史資料センター蔵。

（48）早稲田高等学院の文科の課程では、法学部進学者には専攻先に合せた外国語を選択するようになっていた。さらに文科・理科の課程ともに第二外国語では高等学校規程では設けられていない露西亜語や支那語が配置されていた。

（49）前掲、「早稲田大学附属早稲田高等学院学則」「大学設立認可申請」（早稲田大学）。

（50）『早稲田大学規則便覧　大正六年十一月改正』（早稲田大学）、一六頁、早稲田大学大学史資料センター蔵。

（51）なお、早稲田大学の高等学院も設立認可後に学科課程の編成を変更する意向を示していた。詳しくは、前掲の拙稿「旧学制下における早稲田高等学院の設立過程に関する一考察」を参照されたい。

（52）『資料明治大学教育制度発達史稿』四（明治大学広報課歴史編纂資料室、一九七九年）、一三八頁。

（53）『法政大学史資料集』第四集（法政大学百年史編纂委員会、一九八〇年）、九七頁。

(54)『中央大学百年史』資料編（中央大学、二〇〇五年）、二九二頁。
(55)『専修大学百年史』下巻（専修大学、一九八一年）、一〇二二頁。
(56)『立教学院百二十五年史』資料編第三巻（立教学院百二十五年史編纂委員会、一九九九年）、三九頁。
(57)『関西学院百年史』通史編Ⅰ（関西学院、一九九七年）、四八二頁。
(58)『上智大学史資料集』第二集（上智大学、一九八二年）、一三六頁。
(59)『東京農業大学七十周年史』（東京農業大学、一九六一年）、一九三頁。
(60)『龍谷大学三百五十年史』史料編第五巻（龍谷大学、一九九六年）、三四頁。
(61)『高野山大学学則　昭和四年度』（高野山大学）、一六頁。
(62)『大正大学一覧　昭和一一年度』（大正大学）、四〇頁。
(63)『大谷大学要覧　昭和二年九月一日調』（大谷大学）、四頁。
(64)「新入の諸君の為に　品性陶冶の心掛が肝要」『三田新聞』（一九一九年四月七日）。
(65)「美しき三田の伝統　人格の陶冶が第一」『三田新聞』（一九二〇年四月四日）。
(66)前掲、天野郁夫『近代日本高等教育研究』、四一五頁。